

令和3年第3回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年3月10日(水) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 原 英寿

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第19号 事業計画変更承認申請書について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利
用集積計画について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第3回の総会を開催いたします。
本日は14名中14名出席で定数に達しておりますので、総会は成立して
います。本日は議題5件、報告2件となっております。それでは審議に入りた
いと思います。

議長 議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申
請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設
定許可申請についてです。

1件です

受付番号1

（貸出人） 荒尾市牛水の個人

（借受人） 荒尾市牛水の個人

（土地の所在地） 牛水の田、面積 1,552 m²

（貸出理由） 労力不足

（借受理由） 経営拡張

（賃貸借期間） 令和3年3月15日から5年間で、賃料は物納で10aあたり米
60kgです。

現地の状況ですが、申請農地は、耕作・管理された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し
た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請につ
いては以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明を
お願いします。

委員 借受人は、申請農地に隣接した農地を耕作しています。申請農地の現耕
作人が高齢であり、農地を返したいとの申し出があったとのこと。その後、
借受人に賃貸借の話をするると耕作しますとの話になったとのことでした。何ら
問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第17号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第19号 事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請4件、そのうちの受付番号3については、事業計画変更承認申請と関連がありますので一緒に説明をさせていただきます。

受付番号1

(譲渡人) 三重県員弁郡東員町の個人

(譲受人) 荒尾市荒尾の法人

(土地の所在地) 荒尾の畑 45 m²

(転用目的) 資材置場で、第3種農地 (※始末書添付)

譲渡人の父親が農地法を知らずに、平成5年頃から農地を無償で貸しており、その時からコンテナを置いて使用していたものです。その後、農地を譲ってほしいとの話があり、その農地を相続した譲渡人が違反転用していたことに気づき、今回始末書の添付のうえ申請に至ったものです。

現地の状況ですが、申請農地にはコンテナが置いてある状態でした。

計画の概要は、商品管理するためのコンテナ4個の置場で、申請農地の転用面積は45 m²。給排水計画につきましては、資材置場のため、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については自然浸透させる計画で、近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

(譲渡人) 荒尾市西原町一丁目の個人

(譲受人) 荒尾市万田の個人

(土地の所在地) 宮内出目の畑 254 m²

(転用目的) 資材置場で、第2種農地

現地の状況ですが、申請農地は高台の上であり、周りの土地の地目は原野、山林となっており、農地が1筆だけ残っている状況でした。自宅の裏山で木や

竹を伐採し、その竹や自宅で使用する薪ストーブ用の薪置き場とする計画です。給排水計画につきましては、資材置場のため、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については敷地内処理する計画で、近隣には農地ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号3〔所有権移転及び事業計画変更承認〕

(譲渡人) 兵庫県伊丹市荒牧二丁目の個人

(譲受人) 荒尾市増永の学校法人

(土地の所在地) 増永の畑 373 m²

(転用目的) トレーニング場で、第3種農地

事業計画変更承認についてですが、(土地の所在地) 増永の畑2筆の合計面積992 m²については、令和2年10月に学校の校舎増築に伴う通路とトレーニング場の農地転用の許可を受けて、現在整備中であります。その隣地に有効利用されていない農地(受付番号3)があり、農地転用の許可を受けている分と一体利用することでより充実した施設ができるということでの事業計画変更承認申請がでております。

また、現地の状況ですが、以前は樹木等がありましたがきれいに伐採されており何も耕作されていない農地でした。

計画の概要は、トレーニングコースで申請農地の転用面積は373 m²。給排水計画につきましては、トレーニングコースのため、給水・生活雑排水及び汚水はなく、雨水については校内の施設に接続して放流する計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号4

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市四ツ山町二丁目の法人

(土地の所在地) 野原の畑 2,523 m²

(転用目的) 太陽光発電施設で、第2種農地

現地の状況ですが、申請農地は斜面であり少し荒れた何も耕作されていない農地でした。

計画の概要は、太陽光発電施設で申請農地の転用面積は2,523 m²。給排水計画につきましては、太陽光発電施設のため、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については地下浸透させる計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連があります議案第19号 事業計画変更承認申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 行政書士立会いのもと、現地確認を行いました。申請農地は、25年以上前からコンテナを置いてあるとのことでした。周辺には農地が全くありませんので、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 現地確認を行い、譲受人の方に話を聞いた。申請農地の周りは、山林であり周辺に農地はなく、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日、学校関係者と共に現地確認を行いました。以前は、山林みたいになっていたが、樹木等も伐採してあり、整地できるような状態でした。前回許可した所と、今回の申請地との間には家がありますが、周辺をブロック塀で囲

んであり問題はないと思います。また、事業計画変更申請についても事業の一体化ということで何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について担当委員は説明をお願いします。

委員 現地確認を行いました。周辺には何もなくて何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) **議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**についてです。

2件です

受付番号1

(貸出人) 荒尾市荒尾の個人の2人

(借受人) 荒尾市荒尾の病院事業管理者

(土地の所在地) 荒尾の田、932㎡外1筆、合計面積1,631㎡

(転用目的) 病院建設に伴う病院職員の駐車場で、第2種農地

賃貸借契約期間は4年間です。一時転用のため許可日から3年間ですので、3年後は、工期延長で再度転用申請が必要となります。借受人にはその旨説明し、了承済みです。契約終了後は、原状回復し所有者に戻すことになっております。

また、申請地 2 筆の間にため池があり、そこも含めて駐車場として使用したいとのことでした。現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない農地でした。

計画の概要は、市民病院建設工事に伴い、不足する病院職員の駐車場として使用するもので申請農地の転用面積は 1,631 m²。給排水計画につきましては、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については自然浸透させる計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市野原の個人の 4 人、栃木県宇都宮市城南一丁目の個人

(借受人) 東京都千代田区二番町の法人

(土地の所在地) 野原の畑 65 m²外 8 筆、合計面積 2,855 m²

(転用目的) 店舗兼駐車場で、第 3 種農地

賃貸借契約期間は 30 年間となっております。ここは農地法の転用許可のほか、開発行為の許可が必要であり、その手続きはまだなされていないとのことで、今後許可手続きが行っていくこととなります。

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない整地された農地でした。

計画の概要は、コンビニエンスストアで申請農地 9 筆と宅地 1 筆を合わせて 2,950.19 m²の総事業面積です。そのうち転用面積は 2,855 m²。給排水計画につきましては、給水は市上水道に接続し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水については浸透枳を設置する計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請 については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号 1 について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日、病院関係者と現地確認を行いました。周辺には農地はなく何ら問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 先日、現地確認を行いました。ここの農地は現在きれいに整地されており、道路向かいに同店舗がありますが、駐車場に奥行きがあった方がいいとのこと申請地に移りたいとの話でした。前面には国道があり、周辺農地には影響がないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和3年3月15日の公告予定です。今回は3回目の利用権設定となっております。

今回の設定面積ですが、所有権移転の畑 15,260 m²、樹園地 10,150 m²となっております。

第1回からの累計が、28,898 m²となっております。

1 件目

所有権移転

(譲受人) 熊本市西区河内町の法人

(譲渡人) 玉名市天水町の法人

(利用権を設定する土地) は、府本の樹園地、2,328 m²外 2 筆、府本の畑、1,036 m² 合計面積 11,186 m²です。

利用目的はみかんで、所有権移転の時期は、令和3年3月15日です。

2 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市上平山の個人

(譲渡人) 玉名市天水町の個人

(利用権を設定する土地) は、平山の畑、984 m²外 1 筆 合計面積 2,445 m²です。

利用目的は果樹で、所有権移転の時期は、令和3年3月31日です。

3 件目

所有権移転

(譲受人) 熊本市中央区水前寺 6 丁目の法人

(譲渡人) 熊本市西区河内町の個人

(利用権を設定する土地) は、樺の畑、4,017 m²外 3 筆 合計面積 11,779 m²です。

利用目的は樹園地で、所有権移転の時期は、令和3年3月20日です

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは**議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**を終了したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項を事務局より一括でお願いします。

報告第7号 農地法第3条の3第1項の届けについて (相続) 1件

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 1件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」の声あり) —

議長 では、本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 荒尾がんばる事業者応援給付金について
- 県知事の権限に属する事務の一部の農地法に基づく農地転用の許可等に関する事務の権限移譲について
- 委員活動記録簿について
- 令和3年度「農地等利用最適化推進施策を実現するための意見」について
- 研修会資料の配布について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

— (「なし」の声あり) —

議長 それでは、これもちまして令和3年第3回総会を終わります。